

2010年 夏号

おおぞら

No.20

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705
E-mail:sapporo@ozoralaw.com URL <http://www.ozoralaw.com/>



昭和新山



私たちは、一人では生きられない。誰かと、そして社会全体と繋がっている必要がある。若者たちは、携帯というツールによって繋がっているというだろうが、はたして本当だろうか。それは、仲間との繋がりしか、感じられないということではないだろうか。そこにつきまとう危うさ。それは、断絶の向こうに、新たな差別、バッシング、排除を生み出しかねない。

そうではなく、仲間ではない他者との間にこそ、緩やかな繋がりが求められている。様々な違いのある他者の存在を認めることで、初めて安心して他者を信頼し、社会を信頼できる基盤ができる。

そのためには、辛抱強く話し合うことが大切だ。決して他者を排除してはならない。

当事務所は、この8月で満10周年を迎えることができました。それぞれが初心を忘れず、誠実に、一つ一つの業務に取り組んでいきたいと思います。

今後ともよろしくお願い致します。

2010年8月 札幌おおぞら法律事務所一同

対談 ～札幌おおぞら法律事務所 10年を振り返って～

10年一瞥

太田：この8月でおおぞら事務所を開設して10年ですね。
田中：でもこんな大所帯の事務所になるとは思っていなかった。太田君の野望だろう。
太田：そんなんじゃないですよ。最初は、自分たち二人にあと1～2人若い弁護士と一緒にやっていこうっていう話だったじゃないですか。
田中：でも最初は、誘っても誰も入ってこなかった。どうも変な事務所にみえたのかな。
太田：「太田、田中」で爆笑問題法律事務所って、言われましたもんね。
田中：それでも山田弁護士と川島弁護士が同時に入って、一気に事務所が拡大始めた。
太田：二人いっぺんに入所したのは、まるっきり想定外で、今思えば田中さんの完全な暴走でしょう。
田中：そうそう、京都に行って祇園で飲みながら、山田さんと握手したって太田君に電話したっけ。
太田：それであわてて、事務所のスペースを拡張する羽目になったんでしょう。
田中：まあ、済んだことだからしょうがないだろう。
太田：横田君のときもそうでしょう。先に麻里衣弁護士の入所が決まっていたのに、ある朝事務所に出ると、突然、「来年5月まで横田も採るから。」
田中：どうも、お酒を飲むと、ついつい軽く人と約束しちまうんだよね。でも横田君も北見で頑張っているし、わしら二人を除いて6人の若手弁護士はみんな一生懸命やっているじゃない。
太田：確かに「おおぞらの若手は、みんな頑張っているね。」と言われるのが、何よりもうれしいですね。

やっぱり石炭じん肺かな

田中：この10年で、うちの事務所でかかわってきた事件はいろいろあるけれど、やっぱり石炭じん肺。
太田：僕と田中さんが同じ事務所を組むときの、大きなきっかけですから。でも、じん肺事務局まで抱えることになるとは、思いもよらなかったなあ。
田中：確かに、筑豊じん肺訴訟で国に勝訴して、これで石炭じん肺は終わりと思ったのに、全然……。今やおおぞらの弁護士は、みんなじん肺弁護団に加わっている。結局これまでに新・北海道石炭じん肺は何人位請求しているんだ。
太田：もう1000名を越えました。この秋には、おおぞらの伊藤弁護士を中心に、新たな提訴も検討しています。僕にとっても、じん肺との関わり合いが自分としての弁護士の原点だと思っています。
田中：なんとかじん肺を根絶したいと思うけれども、じん肺はなくなる。それに、そろそろアスベスト問題にも取り組んでいかないと駄目だよな。

大切にしてきたこと

太田：じん肺以外にも、おおぞらとして大切にしてきたものがいっぱいありますね。
田中：そりゃあ平和と人権でしょう。僕が司法試験に受かるまで、長くかかって弁護士になりたかった、それこそ原点だよ。それに、苦しんでいる依頼者・被害者に対する思いやり。そう言う意味で、中国人強制連行事件も忘れられないなあ。
太田：田中さんの真骨頂ですよ。僕も、中国残留孤児訴訟は、大事な取り組みでした。依頼者のために、弁護士がどのようなスタンスであるべきか。常に考えておかなければいけないと思います。
田中：それは、弁護士会活動・司法改革にも通じること。3年前に、自分でもなぜ弁護士会の副会長を引き受けたのか、よくわからないんだけど。
太田：でもやって良かったでしょう。
田中：良かった。弁護士会が社会のなかで果たしている役割、弁護士が市民から何を期待されているかがよく分かった。
太田：あと忘れてならないのは、歴代のおおぞらの事務員の面々。クライアントはもちろん、弁護士のわがままに対しても、いつも本当に気持ちの良い対応を心がけてもらっています。



大丈夫です。只今リハビリ中で、野球にも復帰します。

弁護士 太田 賢二

弁護士 田中 貴文



韓国天安独立記念館にて

田中：わがまは僕だけじゃないよな。だから事務所旅行も楽しい。九州に南紀白浜、海外では台湾、韓国、グアムもよかったなあ。今度みんなで中国の思い切りディープなところにも行こうよ。

太田：いやそれは、事務局の意向を確認して……。

これからのこと

田中：でも、これ以上うちの事務所で弁護士の数を増やすのは、しんどいよ。

太田：なかなか若手弁護士が、出て行ってくれないのが悩み（笑）。おおぞらが良いというのであれば、それをもっと多くの後輩にも感じてもらうように思ってくればね。

田中：まあ上手く行かないんだったら、僕が独立するよ。

太田：またあ、そんな妙な言いふらさないでください。ね。まずは、お互い健康ですから。最近、健康サンダルを履いている田中さんは、妙に痛々しいですよ。

田中：太田君だって、この間、野球で足首捻挫したとかで、松葉杖で歩いていたじゃん。もう歳なんだから無理するんじゃないよ。

太田：はいはい。まあ、次の10年も、この調子でよろしくお願いします。



事務所開設 10 周年を祝して乾杯

札幌おおぞら法律事務所関連年表

1988年	4月	田中貴文・太田賢二、弁護士登録	2005年	10月	新・北海道石炭じん肺第1陣訴訟、提訴
				12月	豊羽じん肺訴訟、和解成立
1994年	4月	太田賢二法律事務所設立	2006年	4月	田中、札幌弁護士会副会長就任
				10月	伊藤良、弁護士登録
1999年	9月	中国人強制連行事件北海道訴訟、提訴	2007年	4月	太田、北海道弁護士会連合会、常務理事就任
2000年	8月	札幌おおぞら法律事務所、設立		6月	トンネルじん肺根絶訴訟、国と和解
2001年	10月	憲法フェスティバル特別版、開催		9月	福田亘洋、弁護士登録
2002年	8月	ジャパンエナジー豊羽じん肺訴訟、提起	2008年	3月	中国「残留孤児」国家賠償請求札幌訴訟、全
2003年	8月	山田暁子、大阪から札幌弁護士会へ登録替え			面解決
	10月	川島英雄、弁護士登録		3月	B型肝炎訴訟、提起
	11月	中国「残留孤児」国家賠償請求札幌訴訟、提起		4月	太田、北海道大学法科大学院特任教授就任
	11月	北海道石炭じん肺訴訟事務局、おおぞら事務		12月	渡辺麻里衣・横田大樹、弁護士登録
		所内に移設	2009年	2月	新・北海道石炭じん肺第1陣訴訟、全面解決
2004年	3月	中国人強制連行事件北海道訴訟、		5月	横田、北見市にて独立開業
		札幌地裁判決		12月	高橋亜林、弁護士登録
	4月	太田、札幌弁護士会副会長就任	2010年	3月	新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟、時効問題
2005年	7月	北海道石炭じん肺訴訟、最高裁で国に勝訴			で国に完全勝訴

一瞬やせました

弁護士 伊藤 良

今年のGWはどこにも旅行に行かず、外食もせず、ひたすらダイエットに励んだ。

まずダイエット開始前日は、来るべき空腹との戦いに向けて英気を養うべく、ピクトリアでステーキをがっつり食べた。英気は養えたが、体重も増えた。

しかし、ここからが快進撃の始まりだった。

翌日からは野菜中心の食事をし、甘い物には一切手を付けず、無意味に藻岩山に登ったりもした。空腹で魂が抜けそうにもなった。その結果、なんと一週間で2.7キロの減量に成功した！

鏡を見るとあごがシャープになった



空腹で虚ろな私

気がする。腹筋をしていないのに腹筋が割れてきた気がする。どうやらダイエットは人をポジティブにするらしい。

そしてGWが終了し、久々の出勤。多くの人が私のあごのシャープさに気づくに違いない。私を褒め称えるに違いない。GW明けの通勤途中、私はダイエットの成功に驚く皆の姿を想像していた。

しかしながら、私のダイエットの成功を褒め称える人は皆無だった。しばらく経ってから「そういえば、痩せたんじゃない？」と言われたりもしたが、残念ながらその頃にはリバウンドが始まっていた。

リバウンドは今も着々と進んでおり、ここでもう一度頑張れるか否かは、将来長生きできるか早死にするかの分かれ道かもしれない。人生とは戦いの連続である。

託児室があれば……♪

弁護士 山田 暁子

上の子が3才、下の子がもうすぐ1才になります。

子どもが生まれてから、弁護士会の行事を欠席することが多くなりました。弁護士会の行事は、平日夜間に行われることが多いので、子どもを預ける先がなければ参加できません。出席しようと思うと、ベビーシッターを頼まなければなりません。経済的な負担もありますし、早めに仕事を終えて保育所に子どもを迎えに行き、自宅でベビーシッターに受け渡しをした上で研修などの会場に向かう、という負担もあります。行事の時に託児があれば、もう少し参加しやすいのになあと思います。

私のように、託児室があれば……と思っている弁護士は少なくないのでは？という思いの中、7月下旬に開催された北海

道弁連定期大会で、託児室を設ける取り組みに関わりました。私が託児室の問い合わせ窓口だったのですが、最初に問い合わせが来たのは、若手「男性」会員からでした。女性弁護士に限らず（うちの「育弁」川島弁護士のように）男性弁護士も育児に積極的に参加する弁護士が増え、需要があることを実感してうれしくなりました。

札幌弁護士会館には、託児に利用できるスペースが確保されているので、これを活用して、子育て中の会員も弁護士会の行事に参加しやすい環境を作っていきたいと思っています。



初めてのいちご狩りでいちごに夢中な私と娘

気ままな生活の代償!?

弁護士 福田 亘洋

かつての事務所報を見ていると、弁護士になって間もない頃の私の原稿を見つけました。そこには、弁護士になって痩せたという趣旨のことが書かれてありました。

6月末に受けた健康診断でも、未だ当時の体重が維持されていることが分かりました。そのため、「今も……キロくらいだよ。」なんて会話を、これを書いている1週間くらい前にしていました。

ところが、最近、不意に腹に力が入ると、ベルトが“はち切れる”ように外れることが頻繁に生じるようになりました。腹圧に耐えきれず、ベルトのバックルがベルトの革部分から勢いよく外れるのです。

こんなこと、今まで経験がありません。

そこで、恐る恐る体重計に身をあずけてみました。

「……!？」

なんとなんと2キロ増!!しかも健康診断を受けてから、まだ2週間!!

「何故?」

私は考えるフリをしました。原因なんて分かりきっているのに。

要は飲み過ぎ+食べ過ぎ。

実は、6月中旬から7月中旬まで、妻子が妻の実家に帰省していたので、その間、私は気ままな一人暮らし。健康診断を受けた後は、妻子の目が気にならないのをいいことに、好き勝手に飲み食い。そりゃ太りますわ。

妻子が帰宅したときに備えて、毎週の空き缶処理には当然気を配っていましたが、自分の腹にまでは気が回りませんでした。まさかベルトが弾けるとは……。

この原稿が公開される頃には妻子が帰って来ていますが、それまでに減量しないと……。

でも、なかなかない機会だしなあ……。



腹圧が勝った瞬間

愛車購入

数年前からBE-PALをはじめ多くの雑誌で自転車特集が組まれたりと、巷ではすでに自転車ブームが到来していたようですが、この春先、私も遅ればせながら愛車を購入しました。

雑誌を見ても路上を見ても、クロスバイク人気が根強いようです。たしかにあのシャープな外見やファッション性にはかなり惹かれるものがありました。街を颯爽と駆けてゆくクロスバイカーたちを見かけるにつけ、クロスバイクに気持ちが傾いていきました。

が、山道や砂利道、道の悪いところや道のないところにばかり行く自分に乘られて、クロスバイクの華奢なタイヤが耐えられるはずありません。迷いあぐねた結果、買ったのがLOUIS GARNEAUのマウンテンバイクでした。数軒の自転車屋さんをハシゴして、自転車の選び方からサドルの高さの合わせ方まで親切に教えてくれた1軒の自転車屋さん（親子3



弁護士 渡辺 麻里衣

代でやっているとか……)で、購入を決めたのです。

これまで自転車を何台も置き忘れてきたり盗まれたりした経験から、数十万円もする自転車には手が出ませんでした。それでもこの自転車は私の人生で一番高価な自転車です。大事にしようと思う余り、名前も付けてしまいました。

納車から1週間も経たないうちに近所の山道に分け入っているのだから、やはりマウンテンバイクにして正解だったと思います。最近はこちら、山道走行だけでなく住宅街を散策することにもはまっています。

普段自動車での移動では目に止まらなかったものに気付く、しかも徒歩より格段に行動範囲が広がる、それが自転車の魅力だと思います。北海道ではオンシーズンが短いですが、愛車をフル稼働させて野山や住宅街を駆け巡りたいです。

絶叫マシン?

弁護士 川島 英雄

先日、円山動物園に遊びに行ってきました。今年のために観覧車などの遊具が撤去されてしまうということでしたので、撤去されてしまう前に子供にも体験してもらいたい……という妻の想いからでした。

下の子（二女）はまだ1歳なので、遊具で楽しむということはありません。ただ、とにかく好奇心旺盛なので、私の抱っこから無理矢理飛び降りてあちこちに移動しようとしたり……とても大変でした。

上の子（長女）は3歳になり、メリーゴーラウンドや観覧車には自分から「乗りたい!」と意思表示しますし、怖そうな乗り物には「乗りたくない……」という反応をします。ただ、もちろん3歳ですから、完全には自己抑制がききません。帰る時間になってから「まだ帰らない〜もっと乗りたい〜」という子供特有のわがママが始まってしまい、なかなか大変でした。

さて、円山動物園にも絶叫マシンと呼べるようなものがあ

ると思いますが、私がこの日唯一乗った遊具も、絶叫マシンでした。さて何でしょう?ヒントは、4人乗りくらいで、ゆっくりとだんだん上に上昇していく乗り物で……といっても、ジェットコースター系の乗り物ではありません。実は観覧車です。私、高所恐怖症で……。特に観覧車のように「ぶらさがる」形になる乗り物だと、空間の中での自分の位置関係をすぐイメージしてしまい、とても怖くなってしまいます。全く意味がないのですが、観覧車の中では必死に手すりに捕まっています。本当に怖くなると……笑い出します。こうした姿を妻が不思議そうに、楽しそうに見ているのですが、怖いものは怖いんです!



若葉マーク

弁護士 高橋 亜林

私事ではありますが、本年5月5日に入籍しました。この日を選んだのに、特に理由はありません。敢えていうなら、そろ目で（なんとなく）縁起がよい。夫婦者として一人前に扱われることにびびりそうになる自分達にゴーゴー!と喝を入れよう。以上のことにびびりだったのです。

自分で経験するまではわからなかったのですが、入籍というのはなかなか刺激的な出来事でした。正直なところ、入籍直前は、なぜか戸籍謄本の本籍地を見ても実家の親を思い出しても泣けてくる。嬉しいんだか、寂しいんだか、自分でもよく理由がわかりません。今まで娘として生きてきたものを、そこからびよりと飛び出して、新たな船を漕ぎ出すというのは勇気のいるものですね。その船には、もう1人乗っているのだ



ということを改めて自覚するまでは。

最近の休日は、仕事に関する移動時間を短縮しようと車の練習をしています。免許をとったのは遥か昔ですが、アクセルとブレーキがどちらかわからなくなるレベルのペーパードライバー。ちなみに、駐車と給油はしない主義。しかし、これでは自分が困るだけです。

いつも運転を担当している夫は、いつの日かドライブ中にビールを飲むのを楽しみにしています。私に命を預ける覚悟の飲酒といえましょう。その夢をかなえるべく決意をもってハンドルを握るエキサイティングな休日です。車と同じように、仕事と家庭の両輪を転がすのも若葉マークですが、いずれ上達するものと信じております。

「第14回 人権研究交流集会」にご参加ください

弁護士 川島 英雄

人権研究交流集会は、数年に一度開催される青年法律家協会の最大のイベントであり、今回、初めて札幌で開催されることとなりました。

全体会では、「企業の社会的責任 (CSR) を問い直す～人権の視点から～」と題し、特に労働分野での企業の責任をあらためて確認するとともに、労働分野における人権保護の新しい形を探っていきます。また、分科会では、憲法問題を初めとする様々な人権課題について検討していく予定です。

このように様々な人権課題や憲法問題を取り上げる「第14回人権研究交流集会」に、少しでも多くの方々にご参加いただきたいと思います。ぜひご参加いただきますようお願い致します。

●日 時 平成22年9月25日 (土) 午後 2 時～午後 5 時 全体会
26日 (日) 午前10時～午後 1 時 分科会

●場 所 札幌コンベンションセンター

●内 容 ①全体会 (25日)
「企業の社会的責任 (CSR) を問い直す～人権の視点から～」
基調報告及びパネルディスカッション
②分科会 (26日)
「裁判必勝法分科会」「平和分科会」など10の分科会を予定
詳しくは当事務所のHP掲載のお知らせをご覧ください。



※青年法律家協会は、「憲法を擁護し、平和と民主主義および基本的人権をまもることを目的」(規約2条)として、1954年に創立された、わが国最大の法律家団体です。会員は弁護士、学者、司法修習生などから構成され、会員数は約2500名。会員の自由な活動を完全に保障する、ゆるやかで幅広い組織体です。当事務所の弁護士も加入しています。

ナント、あの西山太吉氏が…… !!

弁護士 福田 亘 洋

上記のように、川島弁護士から「第14回人権研究交流集会」のご案内がありました。集会では10の分科会が開催される予定ですが、その中の1つに「情報公開分科会」があります。

2001年に情報公開法が制定される以前にもオンブズマン活動は存在しましたが、制定後は全国各地で市民オンブズマン活動がより活発さを増したと聞いています。これら市民オンブズマンの活動は、主に違法・不正な公金支出を隠そうとする自治体との間における、まさに市民の「知る権利」を獲得・維持していく闘いです。

そこで、今回、「情報公開分科会」では、最近、沖縄返還に関する日本とアメリカの密約文書の公開を外務省に求めた「沖縄密約情報公開訴訟」において、見事一審で全面勝訴された(国が控訴したため、現在は控訴審での審理中です)西山太吉氏をお招きし、民主主義社会における市民の「知る権利」に関してご講演頂くことを予定しております。

そして、ご存知の方も多いと思いますが、西山氏は、この訴訟を提起するはるか昔、今から約40年前から、いわゆる「外務省機密漏洩事件」において、憲法上最も重要な権利の一つである「表現の自由」の一内容をなす「知る権利」のために闘ってきた方でもあります。

これまで市民の「知る権利」を如何に勝ち取ってきたか、そして今後如何に勝ち取っていくべきかを、当事者の立場で裁判等を闘ってきたご自身のご経験を踏まえて語っていただけないかと期待しています。

歴史の証人ともいうべき西山氏のご講演を間近で聴ける、またとない機会です。貴重な機会ですので、皆さんも、是非「情報公開分科会」にお越し下さい。そして、一緒に市民の「知る権利」について考えてみませんか？

木村 郁美

現在バリ島への旅行を計画中です。バリ島の料理は日本人の口に合うらしく、いろいろなガイドブックで「おいしい」と絶賛されています。また、バリはエステ・スパも種類が豊富で、しかもリーズナブルらしいです！いっぱい食べて、食べた分をエステで戻して帰って来られたらいいな～と都合の良い計画を立てています♪

藤森 美希

昨年、フィリピンでの滞在先で仔ヤギと仲良くなり、その後「ヤギの飼い方」なる本を発見して以来、いつかはヤギを飼いたい……と考えてばかりの今日この頃です。土地や管理の問題など、考えれば色々出てくるので、いつになることやら？という感じがですが、常にアンテナを張っていることが大切だと思い、情報収集に励みたいと思います。

本間 恵

この春・夏は、数回、ライブに参戦することが出来ました。感動して泣きっぱなしだったり、とんだ叫んだり……。好きなアーティストの好きな音楽を間近で感じることが出来て、胸いっぱい時間を過ごしました。今度は、真夏の野外フェスにも参加できたらいいなと思っています。

浅井ちえみ

我家に仔犬がやって来ました♪全速力で家中を駆け回り…パンダのお人形と本気で闘い…私のシヨシユを奪ってベッドの下に隠れ(たつもり)…毎日を全力で生きる、モコモコフサフサな愛娘。癒しや笑顔、元気にチャレンジ精神等、様々なパワーを与えてくれます。今年も残り僅か。彼女を見習い、毎日全力で頑張っていきたいと思います。

小坂美沙紀

4月から実家を出て、札幌市民となりました。今まで家事などほとんどしなかった自分が、毎日キッチンに立っているのが不思議ですが、人間やればできるものなのだなと実感しております。今年も残すとこ34ヶ月、日々の業務をしっかりとこなして、充実した1年になるよう頑張りたいと思います。

事 | 務 | 局 | あ | い | さ | つ



村田 直沙

パン教室へ参加して来ました。力いっぱいこね、打ち付けるという作業が楽しく、発酵時間も含めて3時間ほど掛かりましたが、あつという間に目の前に美味しそうなパンが！出来上がりは不器用な自分らしく、不恰好なものでしたが、一から作り上げたという感動が大きく、とても美味しく感じられました。今度は自宅で挑戦してみようと思います。

石川依利華

2月に友達と東京へ旅行に行ってきました。浅草観光や原宿で買い物、人生初のデイズニーランドにも行くことができ、とても楽しい時間を過ごせました。日常を忘れ、気の合う仲間との旅行は良いなあと思いつつ、もはや次の旅行を計画し始めています！次の旅行を楽しみに、また日々の仕事を頑張っていこうと思います。

小林亜希子

始まる前はそれほど期待していなかったW杯。始まってみれば、熱い戦いに日本戦だけでなく、他の試合もしっかり楽しませてもらいました。テレビを見れば、私が一番見ていた頃の代表選手が、ゲストや解説者として勢揃い！時が経つのは早いなあとその頃のことをなんだか懐かしく思い出しちゃいました。

村川 幸

通勤中に事務所の近くのレンタルビデオ屋さんで小説をレンタルしています。なかなか品揃えのセンスが良く、ハードカバーの新刊もすぐ借りることができるので、週1冊のペースで利用しています。最近ちょっと心配な語彙力や表現力不足を解消し、仕事にも活かされれば……。読みたい本や映画がありすぎて、これなら一生楽しくてどうしようと困っています。

松重 静香

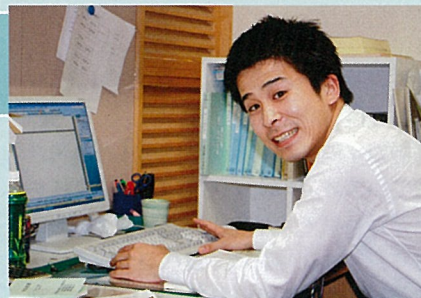
日頃の運動不足を解消しようと、最近スポーツジムに通い始めました。ジムではNYで人気沸騰中の「ZUMBA」というレッスンがあり、とても楽しいのですが、レッスンを受ける人が少なく寂しいので、事務所内でZUMBAを流行させて人数を増やそうと秘かに思っています。

小森 和幸

癒しを求め、そして、自然のパワーをもらいに道内の絶景ポイントを旅しています。目に映るすばらしき被写体を前に納得のいく写真は撮れず、しまいにはデジカメの液晶パネルに大きな傷を付けてしまう羽目に……。私の心にも傷がつきそうな気分でしたが、広大な大自然を目の前に、心の広い人間になろうと決意した瞬間でした。

司法修習生挨拶

新 63 期 小 川 和 晃



現在、田中貴文弁護士の下で司法修習をしております、小川和晃と申します。
早いもので、田中先生の下で修習が始まってから約1ヶ月半が経ちました。この間、田中先生の下で、日常の弁護士業務から弁護団活動、さらには委員会活動まで、様々な弁護士活動に立ち合わせていただきました。非常に多くのことを学ばせていただき、充実した修習生活を送っております。また、私は弁護士志望で、しかも、札幌でやっていきたいと考えております。そのため、弁護団活動や委員会活動等で札幌の弁護士の先生方と接する機会をいただけているのも、非常に貴重なことと感じております。

札幌おおぞら法律事務所は、おおぞらという名前のとおり、明るくて良い雰囲気の事務所で、太田賢二先生や他の先生方、事務局の方々にも非常に良くしていただいております。

このような恵まれた環境の下で修習をすることができ、皆さんにはとても感謝しております。修習自体は残りわずかとなってしまいましたが、今後ともよろしくお願いします。

司法修習生のお給料問題

弁護士 高橋 亜 林

皆様は、司法修習生という存在をご存じでしょうか。我々弁護士は、司法試験に合格しなければなりません。実は、この試験に受かった後、約1年間の研修期間があります。その研修のことを司法修習と呼びます。弁護士だけでなく、裁判官や検察官も、この司法修習を修了した者から任用されるため、司法修習生はいわば法曹の卵というべき存在です。司法修習生は準公務員として国家に育てられ、管理される立場にいます。このような立場から、昨年に任命された司法修習生までは、この研修期間を皆様の税金からお給料をもらって生活してきました。

ところが、今後、このようなお給料の支払いはやめ、生活費が必要な人には貸付けをするという法律ができました。

そこで、本当にこのお給料制をなくしてもよいのか、ということで各地の弁護士会で激しい反対運動が起きています。司法試験は決して経済的に豊かな人ばかりが受ける試験ではありません。それぞれの司法修習生の台所事情がとても厳しいことが反対運動の一つの理由です。しかし、もはや司法修習を受ける必要のない、多くの弁護士が反対運動を行っていることには他にも理由があります。それは、公益と社会正義のために尽力するという弁護士の根っこが失われないようにするためです。弁護士は、公務員である裁判官や検察官とは違い、単なる民間人です。経済的合理性を図らなければ生きていけない存在だからこそ、司法修習中に文字通り市民の方に支えられて生活した経験が、その根っこを自覚させてきた、という思いがあります。ただ、このお給料制は、皆様の支持がなければ決して存続できるものではありません。私の雑文に目をとめて頂いた皆様に、署名活動にご参加いただきますよう、心からお願い申し上げます。



事務所からのご案内

- 1、8月12日(木)から15日(日)までお盆休みとさせていただきます。
- 2、営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。
- 3、法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただくようお願い致します。
また相談の際には、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願い致します。
相談料は、30分5250円が基本です。

